

---

◎議案第4号 白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第10、議案第4号 白老町港湾管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

赤城港湾担当課長。

○港湾担当課長（赤城雅也君） それではページ議4-1でございます。

議案第4号 白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成26年4月30日提出。白老町長。

次のページ、議4-2でございます。

附則、この条例は平成26年6月1日から施行する。

次に議4-3でございます。議案説明でございます。白老港に係る港湾施設使用料については登別漁港利用者との均衡を図るため北海道漁港管理条例に定める利用料に準拠し設定しているところであるが、同条例が平成26年4月1日に改正され利用料の改正、改定が行われたことから当該施設においてもこれに準じた使用料の改正を行うため本条例の一部を改正するものである。

なお港湾法第44条の規定により使用料の変更については30日以上公表期間が必要なことから平成26年6月1日より施行するものとする。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。